

浦安市障がい者福祉センター相談支援等 業務委託公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 7 月

浦安市 福祉部 障がい事業課

1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は本市における障がいのある方の支援のため、浦安市障がい者福祉センター相談支援等業務委託の優先契約候補者の選定を行うことを目的として、実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2. 概要

(1) 件名

浦安市障がい者福祉センター相談支援等業務委託

(2) 業務概要

「浦安市障がい者福祉センター相談支援等業務委託仕様書」のとおりとする

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

(4) 委託上限額

83,815,000円（消費税及び地方消費税を含む）

金額は全期間の金額です。（5年間分 債務負担行為）

内訳（上限）

令和8年度 16,763,000円

令和9年度 16,763,000円

令和10年度 16,763,000円

令和11年度 16,763,000円

令和12年度 16,763,000円

(5) 履行場所

浦安市東野一丁目8番2号

(6) 事務局

浦安市 福祉部 障がい事業課

TEL：047-712-6397（直通）

FAX：047-355-1294

E-mail：shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp

3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に

登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。

※浦安市一般競争入札参加資格適格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、速やかに資格登録すること。

- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 支払金額は前項(4)で定めた限度額内であること。
- (8) 障がい者福祉関連事業について、3年以上の実績・経験を有していること。

4. 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和7年7月1日（火）	
施設見学会	令和7年7月19日（土）	
質問の締切	令和7年7月31日（木）	午後5時
質問への回答	令和7年8月8日（金）	
応募締切（応募書類の提出期限） （第1次審査）	令和7年8月29日（金）	午後4時
第1次審査結果の通知	令和7年9月12日（金）	予定
提案書の提出期限 （第2次審査）	令和7年10月3日（金）	午後4時
ヒアリングの実施	令和7年11月7日（金）	予定
審査結果の公表	令和7年11月下旬	予定
契約協議・契約の締結	令和7年12月下旬	予定
事業開始	令和8年4月1日（水）	

5. 応募手続

- (1) 浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和7年7月1日（火）から令和7年8月29日（金）午後4時までとする。
- (2) 施設見学会（参加自由）
 - ア 参加申し込みは、「浦安市障がい者福祉センター相談支援等業務委託公募型プロポーザル応募様式集」の施設見学会申込書（様式1）に要事項を記入し、「2. 概要(6)」で示したメールアドレスにEメールで提出する。なお、参加人数は、1法人（団体）

3人までとする。

イ 施設見学会申込の受付期間は、令和7年7月1日(火)から令和7年7月11日(金)午後5時までとする。

ウ 施設見学会は、令和7年7月19日(土)に行うものとし、集合時間及び場所については、別途連絡する。

(3) 質問の受付と回答

ア 質問事項は、「浦安市障がい者福祉センター相談支援等業務委託公募型プロポーザル応募様式集」の質問書(様式2)に必要事項を記入し、「2.概要(6)」で示したメールアドレスにEメールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。

イ 質問の受付期間は、令和7年7月1日(火)から令和7年7月31日(木)午後5時までとする。

ウ 質問に対する回答は、令和7年8月8日(金)から浦安市ホームページで公表する。

(4) 応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は様式集に従うものとする。

ア 受付期間

令和7年8月12日(火)から令和7年8月29日(金)(土日祝日を除く)

イ 受付時間

午前9時から午後4時(正午～午後1時を除く)

ウ 提出先

浦安市 福祉部 障がい事業課

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

提出書類については、全てA4サイズ(A3サイズの場合は、折込みとする。)とし、提案書表紙(様式3)・背表紙(任意書式)をつけ左綴じとし(ファイル可)、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、10部(正本1部、副本9部)提出すること。

(ア) 応募者概要書(経営方針、役員名簿を含むものとする)

(イ) 業務実績書(過去3年以内の実績等)

(ウ) 担当者経歴書

(エ) 直近1か年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書

上記書類は、次の内容を含んだものとする。

- ① 経営方針
- ② 応募の理由
- ③ 具体的な類似業務の実績
- ④ 障がい者福祉センター運営方針

なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

6. 審査の手続き

(1) 第1次審査

提出された応募書類を審査し、第2次審査に進む応募者（5者以上）を選定する。事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「第1次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする

(2) 提案書の受付

第1次審査に合格した応募者は、次のとおり提案書を提出するものとする。

ア 受付期間

令和7年9月16日（火）から令和7年10月3日（金）（土日祝日を除く）

イ 受付時間

午前9時から午後4時（正午～午後1時を除く）

ウ 提出先

浦安市 福祉部 障がい事業課

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。

なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

- (ア) 企画書
- (イ) 本業務への実施体制がわかる書類
- (ウ) 業務実施に際しての基本的な取組方針等
- (エ) 見積書（令和8年度～12年度まで年度ごとの提出とする）
- (オ) 浦安市暴力団排除条例に基づく暴力団でないことの表明及び確約に関する同意書

次の内容を含み、仕様書で示した業務内容については全ての項目を含むこと

- ① 年間業務計画について
- ② 業務履行の具体的な手法について

- ③ 本業務における障がい者福祉支援に対する支援手法について
- ④ 職員採用・資格・経験・配置
- ⑤ 事故防止・安全対策
- ⑥ 個人情報保護に対する配慮

カ 提出部数

原本1部、コピー9部

(3) 第2次審査

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表2「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得した者に限る）を業務の受託予定者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を受託予定者として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加要資格件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受託者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

(4) ヒアリングの実施

ア 実施日時等

令和7年11月7日（金）に実施予定。時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め4名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明20分以内及び質疑応答20分程度の40分程度を予定とする。なお説明は、提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

7. 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

8. 事業実施条件

- (1) 業務経費等については、委託料で賄うこととする。委託料の上限額は、「2. 概要(4)」以下とする。
- (2) 運営事業者は、業務に関する事項について定めた協定書を浦安市と締結するものとする。

9. 業務の引継ぎ

運営事業者の選定結果による運営事業者の変更、若しくは期間途中で業務を廃止した場合は、事業やサービスの休止など利用者のサービスが低下することがないように、円滑な業務の引継ぎを行うこととする。

また、業務の引継ぎに要する費用については、原則引継ぎを受ける運営事業者が負担することとする。

別表1 第1次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
応募者の概要	応募の理由が明確で、熱意が感じられるか評価する	15点
過去の実績	過去の業務の実績が十分あるか評価する	20点
担当者経歴	配置予定担当者の経歴は十分か評価する	15点
合計		50点

別表2 第2次審査の評価基準

評価項目	評価内容	配点
専門員における技術力の確認	主任専門員の、実績業務における中心的かつ主体的に業務に参画していたか評価を行う。	5点
緊急時の対策	苦情やトラブルを未然に防止する対策は十分かつ適正にされるのか評価を行う。	10点
地域精通度	近隣他市での実績や、地域特性の理解の有無について評価する。	5点
専任性	過去3年以内に行った業務実績は、業務の規模等含め十分であるか評価する。	5点
質疑対応能力	質疑応答は迅速かつ明快であったか評価する。	5点
取組み意欲	企画提案に関する補足説明の明確さや、業務に対する取組み意欲について評価する。	5点
実施体制の適格性	配置計画等の業務体制は十分か評価する。	10点
現行業務の見直しに関する提案	現行業務に対する評価、分析及び課題の整理に関する考え方が妥当であるか評価する。	10点
次期業務に関する提案	現行業務を踏まえ、次期業務に関する創意工夫について評価する。	20点
期待できる効果	提案内容に期待できる効果等について評価する。	10点

その他履行の補助 に関する提案	会議など業務の履行補助に関する実施方針や創意工夫 について評価する。	5点
業務スケジュール	業務スケジュールの実現可能性について評価する。	5点
金額	提案内容に対して金額は妥当か。	5点
合	計	100点